

## 農薬の使用、管理等に関する行政評価・監視結果に基づく通知(要旨)

通知先 : 厚生労働省、農林水産省  
通知日 : 平成15年2月7日  
実施時期: 平成13年12月～15年2月

### 実施の背景事情

農薬については、農作物の生産性の向上、品質の向上、労力の軽減等のため農業生産活動上極めて重要な資材であるが、農薬による中毒・死亡事故や農作物に係る被害が後を絶たず、適正な使用及び管理の徹底が強く求められている。また、ビニールハウス等に使用される農業用プラスチックの廃棄物については、不適正な焼却によるダイオキシン類の発生等の危険性もあることから、特に適正な処理が求められているところ

総務省は、農林水産省等に対し、平成5年6月に「野菜の生産流通対策等に関する行政監察」結果に基づき農業用プラスチック廃棄物の処理対策の充実等について勧告、6年12月に「農業における環境保全対策に関する行政監察」結果に基づき農薬の適正使用の確保等について勧告。しかしながら、依然として、農薬の適正な使用及び保管管理が図られておらず、また、農業用プラスチック廃棄物の組織的な回収・処理が進展していない状況

この行政評価・監視は、農薬の使用及び保管管理の適正化を図り、また、農業用プラスチック廃棄物の適正な処理を推進する観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施

### 主な通知事項

#### 1 農薬使用の適正化

- 農林水産大臣は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づき、個々の農薬ごとに有効性、安全性等を検査の上、適用病虫害の範囲、使用方法等を定め、登録。また、農林水産大臣は、農薬を使用する者が遵守することが望ましい基準として、農薬の成分ごとに、農作物名、剤型、使用方法、使用期間及び使用回数について、農薬の安全かつ適正な使用に係る組合せを示した農薬安全使用基準を制定
- 一方、都道府県は、農薬安全使用基準と農林水産大臣の登録を受けた農薬の使用法等(以下、両者を合わせて「安全使用基準等」という。)を基に、当該都道府県における主要農作物ごとに、農薬の商品名、剤型、使用時期、使用回数、適用病虫害、希釈倍数等について、農薬の安全かつ適正な使用に係る組合せを示した防除基準を作成し、農業者等に対する技術指導に活用
- 都道府県農業改良普及センター、市町村又は農業協同組合は、防除基準の内容を参考として農業者が利用しやすいよう、主要農作物別に主な病虫害の防除方法を一覽的に示した防除暦、防除指針等(以下「防除暦等」という。)を作成、農業者に配布

14道府県の防除基準に掲載している農作物中、水稻及び当該道府県の主要農作物延べ91作物について農薬の使用方法等に係る掲載状況をみると、延べ4,926通りの農薬の使用に係る組合せのうち延べ49作物に係る延べ174通りの組合せ(3.5パーセント)の内容が安全使用基準等と不適合

35農協の128防除暦等について農薬の使用方法等に係る掲載状況をみると、延べ1,521通りの農薬の使用に係る組合せのうち54防除暦等に係る延べ127通りの組合せ(8.3パーセント)の内容が安全使用基準等と不適合

安全使用基準等に適合しない使用方法等が掲載されている防除暦に基づき、農薬を使用している例あり

#### < 通知要旨 >

農薬使用の適正化を図る観点から、以下の事項について、都道府県に対し技術的助言を行うこと。

- 1) 防除基準について総点検を行い、安全使用基準等に適合する内容に改訂すること。

(農林水産省)

- 2) 農協等作成の防除暦等について、改訂した防除基準に併せて見直すよう農協等に対し指導を行うこと。

(農林水産省)

## 2 農薬の保管管理等の適正化

- ・ 農林水産省は、「農薬の保管管理の徹底について」(昭和62年6月10日付け62農蚕園芸局長通知)に基づき、農薬を鍵のかかる場所に保管するよう販売業者、農業者を指導
- ・ 厚生労働省は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「毒劇物取締法」という。)及び「毒物及び劇物の保管管理について」(昭和52年3月26日付け薬発第313号薬務局長通知)に基づき、毒劇物を鍵のかかる設備のある専用の堅固な施設で貯蔵、陳列し、その場所に「毒物」等を表示するよう販売業者、農業者を指導
- ・ 都道府県知事は、農薬取締法及び毒劇物取締法に基づき、販売業者、農業者を対象に立入検査を行い、農薬の保管管理の適正化を指導

販売業者、農業者における農薬の保管管理

- ・ 施錠設備のある保管庫に施錠のうえ保管すること等とされているが、施錠設備がないもの等

販売業者139中10(7.2パーセント)

農業者 99中23(23.2パーセント)

- ・ 毒劇物指定農薬の専用の貯蔵・陳列場所を設置し、その場所には「毒物」等を表示することとされているが、これらを行っていないもの等

販売業者128中56(43.8パーセント)

農業者 73中46(63.0パーセント)

14道府県の農薬取締法所管部局中、立入検査実施要領を定めていないもの(3道府県)、立入検査の重点実施方針や実施計画を作成していないもの(10道府県)

14道府県の農薬取締法所管部局中12道府県では、農業者に対する立入検査を未実施

毒劇物取締法の立入検査結果に基づく指摘事項の改善状況

- ・ 指摘を行った業者すべてについて改善報告の徴収等を行っている道府県等における指摘事項の改善率:100パーセント(6事項中6)

- ・ 改善報告の徴収等を全く行っていない道府県等における指摘事項の改善率:45.5パーセント(22事項中10)

#### < 通知要旨 >

農薬の保管管理等の適正化を図る観点から、以下の事項について、都道府県に対し技術的助言を行うこと。

- 1) 農薬取締法所管部局は、立入検査実施要領を策定するとともに、立入検査を

実施するに当たって、重点実施方針・実施計画を作成の上、立入検査の対象に農薬取扱量の多い農業者を選定すること。

(農林水産省)

- 2) 毒劇物取締法所管部局は、立入検査の実効性を確保するため、改善報告の徴収等を確実に行うこと。

(厚生労働省)

### 3 農業用プラスチック廃棄物の適正処理の推進

- ・ 農業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、農業用プラスチック廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務あり

・ 農林水産省は、農業者だけでは農業用プラスチック廃棄物の適正処理が困難であるため、「園芸用使用済プラスチックの適正処理に関する基本方針」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通達)等に基づき、都道府県段階、市町村段階において、適正処理推進協議会等を設置し、組織的に回収、処理するよう都道府県を指導

- ・ 上記基本方針等に基づき、都道府県協議会は、回収範囲・回収処理経費の徴収方法等の事項を盛り込んだ適正処理推進計画を策定し、回収及びその処理を推進することとされている。

14道府県協議会中、農業用プラスチック廃棄物の適正処理についての指針となる適正処理推進計画を策定していないもの(2道府県協議会)、回収範囲・回収処理経費の徴収方法等の事項を同推進計画に盛り込んでいないもの(8道府県協議会)

農業用プラスチック廃棄物の適正処理を進めるための市町村協議会等は、農業用プラスチックフィルム等の利用が今後とも見込まれる1,118市町村のうち203市町村が未設置(18.2パーセント)

#### <通知要旨>

農業用プラスチック廃棄物の適正処理を推進する観点から、以下の事項について、都道府県に対し技術的助言を行うこと。

- 1) 農業用プラスチック廃棄物の適正処理を具体的に推進するための適正処理推進計画を策定し、基本方針等により定めるとされている回収範囲・回収処理経費の徴収方法等の事項を適正処理推進計画に盛り込むこと。

(農林水産省)

- 2) 市町村協議会等が未設置である市町村に対しては、協議会等の設置を指導すること。

(農林水産省)

#### [その他の通知事項]

一層的確な防除基準を作成するために必要な情報の都道府県等に対する提供  
農薬危害防止運動の効果的実施

農業用プラスチック廃棄物のポリエチレンフィルムに係る再生処理技術の研究開発の推進